

ハートフル幕張_指定訪問介護事業所_運営規程

(事業の目的)

この規程は、株式会社ハートフルケアが開設するハートフル幕張(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態にある高齢者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

1. 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2. 事業の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
3. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
4. 事業所名 ハートフル幕張
住所 千葉県千葉市花見川区花園3-5-7

(従業者の職種、員数及び職務内容)

1. 管理者 (1人常勤兼務) : 管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. サービス提供責任者 (利用者の数が40又はその端数を増すごとに1名以上の者をサービス提供責任者とする)
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
3. 訪問介護員(常勤換算方法で2.5人以上)
訪問介護員は、訪問介護の提供にあたる。
4. 事務職員(1人以上)
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

1. 営業日 月曜日から日曜日までとする。
2. 営業時間 24時間
3. 連絡体制 24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(訪問介護の内容及び利用料等)

1. 指定訪問介護の内容は次の通りとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスである時は、サービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(利用者の所得等の状況に応じて費用全体の1割~~か~~、2割、又は3割)とする。
一 身体介護 二 生活援助

(緊急時等における対応方法)

訪問介護員等は、訪問介護を実施中に利用者の病状に急変又はその他緊急事態が生じた時は、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は千葉市花見川区域とする。

(その他運営に関する重要事項)

1. 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備する。
一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
二 継続研修 年1回以上
2. 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 従業者に対しては、年1回健康診断を受診させ、夜勤従事者には年2回健康診断を受診させる事とする。
5. 利用者及び、身元保証人の方は前日までに管理者に申し出る事により、事業計画、財務諸表を閲覧する事が出来る。
6. この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(高齢者虐待防止)

1. 事業所は利用者の人権擁護・虐待防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
二 虐待の防止のための指針を整備する。
三 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
四 上記措置を適切に実施するための担当者を配置する。
2. 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

利用者又はその家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも苦情を申し立てることができます。尚、当事業所の苦情申立窓口は下記の通りです。

担当者 段中 政俊 電話 043－350－5011 FAX 043－350－5003

介護報酬告示					
	要介護Ⅰ	要介護Ⅱ	要介護Ⅲ	要介護Ⅳ	要介護Ⅴ
支給限度単位	16765 単位／月	19705 単位／月	27048 単位／月	30938 単位／月	36217 単位／月
千葉市単価 11.05	185,253 円／月	217,740 円／月	298,880 円／月	341,864 円／月	400,197 円／月

	時間	単位	千葉市単価 11.05	利用者負担額(1割・2割・3割)
身体	20分未満	166 <u>163</u> 167 単位	1,834 <u>1,801</u> 1,845 円	184 <u>181</u> 5 円・ 367 <u>361</u> 9 円・ 55 <u>55</u> 14 円
身体	20分以上 30分未満	249 <u>244</u> 250 単位	2,751 <u>2,696</u> 2,762 円	276 <u>270</u> 7 円・ 551 <u>540</u> 53 円・ 8268 <u>0929</u> 円
身体	30分以上 1時間未満	395 <u>387</u> 96 単位	4,364 <u>4,276</u> 4,375 円	4374 <u>2838</u> 円・ 8738 <u>5675</u> 円・ 1,310 <u>1,283</u> 13 円
生活援助	20分以上 45分未満	182 <u>179</u> 83 単位	2,011 <u>1,977</u> 2,022 円	202 <u>198</u> 203 円・ 403 <u>396</u> 405 円・ 604 <u>594</u> 607 円
生活援助	45分以上	224 <u>220</u> 5 単位	2,475 <u>2,431</u> 2,486 円	248 <u>244</u> 49 円・ 495 <u>487</u> 98 円・ 7437 <u>3046</u> 円

※ 早朝 6:00～8:00 夜間 18:00～22:00 25%増

※ 深夜料金 22:00～6:00 50%増

施行日 平成 22 年 9 月 1 日 報酬 _____
改訂日 平成 30 年 4 月 1 日 (介護報酬改定 _____)
令和 元年 10 月 1 日 (介護報酬改定 _____)
令和 3 年 4 月 1 日 (介護報酬改定 _____)
令和 4 年 7 月 1 日 (高齢者虐待防止に関する事項追加)
令和 6 年 4 月 1 日 (介護報酬改定 _____)